

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項、霧島市水道事業の設置に関する条例（平成17年霧島市条例第285号）第9条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年8月27日提出
霧島市長 前田 終 止

記

1 損害賠償の相手方

住 所 霧島市*****番地
氏 名 ** **

2 損害賠償の額 金6,245,400円

3 和解の内容の要旨

- (1) 本件事故による損害賠償金として、本市は相手方に対して、6,245,400円を支払うものとし、相手方は当該損害賠償金のほか本市に対して請求しないものとする。
- (2) 今後、本件事故に関し、双方とも異議の申立て、訴訟は一切行わない。

(提案理由)

本市水道事業が管理する水道管の漏水事故による建物の損傷について、その損害を補償しようとするものである。

(資料)

事 故 概 要

- 1 事故発生日時 平成24年10月26日（金）午前11時30分頃
- 2 事故発生場所 霧島市霧島大窪453番地4地先
- 3 当事者（甲） 霧島市国分中央三丁目45番1号
霧島市長 前田 終止

当事者（乙） 霧島市*****番地
** **
- 4 事故の概要 甲が管理する水道管から大量に漏水し、乙所有の建物に損傷を与えたもの。
- 5 過失割合 甲 100% 乙 0%
- 6 損害賠償金額 金6,245,400円

公用

←至霧島ロイヤルホテル

↓至霧島神宮駅

↑至曾於市財部

